時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 人事委員会事務局給与課 | 　職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが１件あった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 人数 | 延べ件数 | 事実発生時期 |
| １名 | １件 | 平成29年６月 |

 | 　検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。 | 　是正を求められた時間外勤務命令については、時間外勤務の有無を確認し、総務サービス課に時間外勤務実績の登録及び時間外勤務手当の追給を依頼した。また、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう所属職員に周知徹底するとともに、直接監督責任者による確認を徹底することとした。 |

　監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成30年６月25日）